

入院患者の面会に関する規定

第1条(目的)

関越中央病院(以下当院という)は、患者の療養生活の質の向上及び尊厳の保持、ならびに円滑な退院支援を目的として、厚生労働省の規定に基づき、患者とその家族等との面会について本規定を定める。

第2条(面会の基本方針)

1. 感染対策等の正当な理由がない限り、入院中の患者に対する家族等による面会を原則として拒否、または制限しない。
2. 患者の安静、治療の妨げにならない範囲で、面会時間を柔軟に設定する。

第3条(面会対象者)

1. 患者の家族、および患者が希望する関係者。
2. 原則として、高校生以上の方で1回の面会につき1組2名まで、15分とする(感染症流行時を除く)。

第4条(面会時間・方法)

1. 面会時間:平日・土日祝日 問わず 14:00~19:00 まで
2. 面会場所:患者の病室、またはデイルーム
3. 手続き:病院入口にて入館者名簿に記入し、面会許可証を貼付する。
4. 1階受付にて体温測定を行う。
5. 各階のナースステーションに入館者名簿を渡し、その後に面会する。
6. 食べ物や飲み物の持ち込みは禁止(許可のある場合は除く)。

第5条(面会制限の例外)

以下の場合、面会を制限または禁止することがある。

1. 国・自治体等からの外出・面会自粛要請が出た場合。
2. 院内での感染症(インフルエンザ、COVID-19等)流行時で、感染対策上必要と認められる場合。
3. 患者本人が面会を拒否した場合。
4. 医師が治療上、面会は不適切と判断した場合。

第 6 条(制限時の対応)

1. 面会を制限する場合は、患者・家族に対してその理由(感染対策上の必要性等)を明確に説明し、理解と協力を得る。
2. 直接の面会が不可能な場合でも、オンライン面会(タブレット等)などの代替手段を検討する。

第 7 条(感染対策)

1. 院内は不織布マスクの着用をし、着用しない面会者は面会を断る。
2. 病棟入室前に、手指消毒を行うこと。
3. 37.0 度以上の発熱、咳や鼻水などの風邪症状、嘔吐、下痢、その他感染の恐れのある方の面会は原則禁止とする。

第 8 条(記録)

入退院支援加算の要件に基づき、個別の退院調整に係る面会を含め、面会者の氏名、日時、目的等をカルテまたは専用の記録簿に記録する。

第 9 条(規定の制定および見直し)

本規定は、病院運営の状況や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとする。

また、本規定の制定および改訂は、関係部署の意見を踏まえたうえで法人運営推進会議の承認を得て決定する。

第10条(付則)

この規定は 2026 年 4 月 1 日から施行する。